

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等 研修機関の認定

新規就農者育成総合対策（就農準備型）等の交付希望者は、
県が認めた研修機関等で研修する必要があります
県では次のとおり基準を定めて研修機関等の認定を行います

＜県が認定する研修機関＞

- 1 静岡県立農林環境専門職大学
- 2 静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
- 3 審査基準を満たし、県が特に認めた研修機関
 - ① 静岡県内に所在する農業者研修教育施設、専門学校、国立研究機関、独立行政法人等
 - ② 地域における次世代の農業者育成を目的に設立された団体で、実習と講義を組み合わせた農業者育成のための実践研修を行う研修機関
 - ③ 県内で農業を営む先進農家又は先進農業法人

＜主な審査基準＞

- 1 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること
- 2 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること
- 3 研修期間が概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること
- 4 以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること
 - ① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
 - ② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
 - ③ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 5 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

～ 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等～

県が認める研修機関で研修を受ける就農希望者には、1人あたり年間最大150万円を交付します。詳細は＜問合せ先＞までご連絡ください。

<スケジュール等>

◇ 申請書類

県ホームページ [新規就農者育成総合対策 静岡県](#) で検索

◇ スケジュール（予定）

年5回程度

（令和5年6月、9月、12月、令和5年1月、2～3月頃）

◇ 留意点

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等受給者の研修実施状況について県が確認を行います。研修機関等にも御協力いただきます。

<問合せ先>

◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

県外で研修した後、県内で独立・自営就農予定の方は、農業ビジネス課に御相談ください。

◇総合窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2629

E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

県ホームページ [新規就農者育成総合対策 静岡県](#)で検索

